

ダイナコムウェア株式会社（以下「弊社」といいます。）は、製品名：DynaFont 人名記号外字 教育機関・公共団体版（以下「本ソフトウェア」といいます）のライセンス認証を受けた法人（以下「お客様」といいます。）に対し、本ソフトウェアで提供するフォント（以下「本フォント」といいます。）を、本約款に定める条件で非独占的に使用する権利を許諾します。本約款は、弊社が提供する本ソフトウェア及びこれに付帯するサービスの全てに適用されるものとします。

第1条 使用条件

1. お客様は、学校教育法によって定められた教育機関、地方行政に関する法律に規定された教育目的の組織、国または地方自治体が管轄している大学校、公共職業能力開発施設及び職業訓練法人、国、地方自治体、都道府県等の公共団体や公共的団体のいずれかであることを条件とします。
2. お客様は、本約款に従い、本ソフトウェアをハードディスク等の記憶媒体にインストールする場合、本約款で許諾された数量を上限とするコンピュータの台数にのみインストールし使用することができます。
3. お客様は日本国内に住所があることを条件とします
4. お客様は、本ソフトウェアを本約款に同意した教育機関や公共団体に限って使用することができます。但し、第2条に該当する場合はこの限りではありません。

第2条 禁止事項

1. お客様は、本約款に反して本ソフトウェアや本フォント及び付属ドキュメントを複製、転記することはできません。
2. お客様は、本フォントのリバースエンジニア、逆アセンブル及び逆コンパイルを含め、いかなる方法によっても、本フォントを改変、結合、修正したり、本フォントから生成されたデータを元に新たな書体データを作成することはできません。
3. お客様は、本フォントまたはその複製物を第三者に譲渡、貸与、リース、又は再使用許諾することはできません。
4. お客様は、本ソフトウェアの著作権表示及び登録商標表示を除去したり、不明確にしたりすることはできません。
5. お客様は、本フォントのアウトラインデータを ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）やサーバーにインストールしてご利用もしくはそれに類する方法で販売・頒布・貸与または再使用許諾することはできません。
6. お客様は、本フォントを使用して商標登録等、法的保護を受けるロゴタイプを作成することはできません。
7. お客様は、本フォントをハードウェア、ソフトウェア、ゲームやスマートフォンアプリにアウトラインで組み込んで使用することはできません。
8. お客様は、本フォントを画像化し、ハードウェア・ソフトウェアで、システムフォント等文字コードを使用して入力・表示する方法での搭載・使用することはできません。
9. お客様は、サインネジ本体にフォントを搭載する場合やサーバーから画像を配信する場合などは使用することはできません。
10. お客様は、本フォントおよび本フォントを画像化したものを組み込み製品に使用またはインストールすることはできません。
11. お客様は、本約款同意時の団体以外の第三者に契約名義を変更することはできません。
12. その他お客様の使用目的が有償・無償（商用・非商用）にかかわらず、ご使用方法により別途許諾契約・費用が必要となる場合がございます。

第3条 著作権

本約款で提供されるソフトウェアやフォント及びマニュアル等の付属文書に関する著作権等の知的財産権はすべて DynaComware Taiwan Inc. に帰属し、それらは日本国著作権法及び国際著作権条約ならびにその他の関連して適用される法律及び国際条約条項によって保護されます。

第4条 保証及び責任の制限

1. 弊社は、本ソフトウェアに関する重大な内容の誤り（バグ）や使用方法の改良など、弊社が必要と認めた情報のみをお知らせし、これをもって弊社の唯一の責任といたします。その他許諾ソフトウェアに関するいかなる保証もいたしません。本ソフトウェアの選択導入はお客様の責任で行っていただき、本ソフトウェアの使用およびその結果についても同様とします。
2. 弊社および本ソフトウェアの原供給元は、本ソフトウェアの不適合・不具合により、お客様が直接損害を受けた場合は、弊社がお支払いを受けた対価の限度でのみ損害を賠償いたします。その期間はお客様が本ソフトウェアを購入してから1年以内とします。なお、お客様のデータ消失、付随的・間接的損害もしくは特別損害、逸失利益、事業の中断、又は第三者からの請求については一切責任を負いません。

第5条 有効期間

1. 本約款の有効期間は、お客様が本ソフトウェアをインストールしたときからお客様が本ソフトウェアの使用を停止するまでとします。
2. お客様が本約款に違反したとき、または弊社の著作権を侵害したときは、弊社は本約款を解除し、お客様のご使用を終了させることができます。
3. 約款が終了した場合、お客様は速やかにお客様のご負担で本ソフトウェア及び付属ドキュメントの原本及び複製物を弊社に返却あるいは破棄していただくものとします。

第6条 遵守事項

1. お客様は、合意したライセンス数の範囲内で本ソフトウェアをコンピュータにインストールする事を管理しなければなりません。ライセンス管理に関して、弊社より要求された場合、30日以内にインストール状況の調査報告書、ライセンス証明書等の写しの提出を含め書面により証明しなければなりません。証明について合理的な疑いがあり、弊社が必要かつ適切とみなした場合には、お客様に対し、事前に通知を行うことにより、随時コンピュータ、ハードディスク、またはその他のバックアップ媒体及びその他の書類について調査する権利を有し、お客様はこれに応じる義務を負うものとします。弊社は、かかる調査をお客様の事業所だけでなく弊社が必要と認めた場所で行うことが出来るものとします。
2. お客様の住所、管理担当者等の登録情報に変更があった場合、速やかに弊社へ報告しなければなりません。

第7条 一般条項

本約款は、本ソフトウェアに関する全ての合意や取り決めを定めたものとします。

第8条 その他

1. 本約款は、必要が生じた場合には変更することができるものとします。本約款を変更する場合、民法548条の4に基づき行い、弊社ホームページ等への掲載、その他相当の方法により周知します。
2. 本約款で定められていない事項に関しては、著作権法および関連法規に従うものとします。

第9条 (準拠法および合意管轄)

本約款、並びに本約款の各条項の効力、および解釈は日本法に支配されるものとし、本約款に関する全ての紛争については、日本国東京地方裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。